

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 20 年 9 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社 C 営業所）における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 20 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、40 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 25 日まで

昭和 18 年 4 月から 20 年 9 月 25 日まで A 社に勤務していた。年金の受給手続の際に、厚生年金保険の加入記録は 20 年 1 月 1 日までしか無いことに気付いたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 20 年 1 月 1 日であることが確認できる。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は、自分と一緒に A 社に入社し、同事業所が空襲で焼けた後も、終戦の 8 月頃まで一緒に勤務していた。」と証言している上、当該同僚のオンライン記録における資格喪失日は昭和 20 年 9 月 25 日であることが確認でき、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、昭和 20 年 11 月に、A 社から B 社 C 営業所に名称変更する前の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、厚生年金保険記号番号が「*」、被保険者資格の取得日が「18. 4. 8」、喪失日が「20. 1. 1」と記録されているところ、名称変更後の同名簿において、申立人の被保険者資格の取得日は記録されておらず、厚生年金保険記号番号が「*」、被保険者資格の喪失日が「20. 9. 25」と記録され、名称変更前の同名簿とは厚生年金保険記号番号及び被保険者資格の喪失日が異なっており、厚生年金保険記号番号払出簿において、上記記号番号をみると、被保険者資格の取得日は「19. 10. 1」と記載されていることが確認できる。しかも、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格の喪失日が、申立人

と同じく昭和 20 年 1 月 1 日である複数の同僚が、オンライン記録における同喪失日は同年 9 月 25 日であることが確認できる。これらのことから、社会保険事務所（当時）における申立ての事業所に係る年金記録の管理が適正に行われていたとは認め難い。

さらに、B 社は、「保管している厚生年金の関係資料に申立人と同姓同名の記録があり、A 社を示す記号とともに、番号欄に「*」、資格喪失欄に『S200925』と記載されている。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 9 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

なお、申立人に係る昭和 20 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、B 社 C 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、40 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正することが必要である。

なお、昭和46年3月の標準報酬月額については、6万4,000円とすることが妥当である。

また、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

年金記録をみると、A社から関連会社として新たに設立されたB社に異動した際に、厚生年金保険の未加入期間がある。両社は同じ敷地内にあり、私は継続して勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員（複数）の証言から、申立人が同事業所から関連会社であるB社に異動した際も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、異動日について、申立人は昭和45年12月に設立されたB社の代表取締役として勤務したと述べているところ、同事業所は46年4月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

なお、申立人に係る昭和46年3月の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和46年2月の標準報酬月額）から、6万4,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から証言を得られず不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和46年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務

所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年8月1日から同年10月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同年8月及び同年9月の標準報酬月額に係る記録を、17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月5日から平成10年4月29日まで
ねんきん定期便を確認したところ、標準報酬月額が給与明細書における給与月額と比べて低いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成4年8月1日から同年10月1日までの申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、同年8月及び同年9月を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対

して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間の標準報酬月額のうち、i) 昭和 57 年 1 月から 58 年 5 月までの期間、同年 8 月、同年 10 月から 60 年 1 月までの期間、同年 3 月から同年 11 月までの期間、61 年 1 月から同年 9 月までの期間、62 年 10 月から 63 年 12 月までの期間、平成元年 3 月、同年 4 月、同年 6 月、同年 7 月、同年 9 月から 4 年 7 月までの期間、同年 10 月から 5 年 7 月までの期間、同年 9 月から 8 年 8 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間、9 年 5 月及び同年 6 月については、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額を下回るものの、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額と一致することから、ii) 昭和 58 年 6 月、同年 7 月、61 年 10 月、同年 12 月から 62 年 4 月までの期間及び同年 6 月から同年 9 月までの期間については、社会保険庁が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額を下回るものの、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額を上回ることから、iii) 58 年 9 月、60 年 2 月、同年 12 月、平成元年 5 月、同年 8 月、5 年 8 月、8 年 9 月、9 年 1 月、同年 7 月、同年 9 月及び同年 12 月から 10 年 2 月までの期間については、社会保険庁が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書に記載された報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額と一致することから、iv) 昭和 61 年 11 月及び 62 年 5 月については、社会保険庁が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書に記載された報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額を上回ることから、v) 平成元年 1 月、同年 2 月、9 年 2 月から同年 4 月までの期間、同年 8 月、同年 10 月、同年 11 月及び 10 年 3 月については、社会保険庁が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額を上回り、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額と一致することから、上記期間に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から47年2月までの期間及び51年10月から56年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から47年2月まで
② 昭和51年10月から56年5月まで

20歳となったため、国民年金保険料の集金人であった町内会長を通じて国民年金に加入し、母親が父親と私の3人分の国民年金保険料を同人に納付していたので、未加入とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年6月に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない上、同期間において国民年金の任意加入の対象者であった申立人は、同期間に遡って国民年金に加入することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立人が所持している年金手帳及び申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿に記載されている資格喪失日は、いずれも昭和51年10月1日となっている上、申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする母親から聴取しても、国民年金保険料を納付した記憶があるというほかに、申立期間②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる具体的な証言を得ることができない。

3 申立期間は合計117か月であり、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けたとは考え難い上、申立人の国民年金保険料と一緒に

に同じ集金人（元町内会長）が集金していたとされる申立人の両親及び近隣住民に係る申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、この集金人の取扱いに不自然な点は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 61 年 9 月までの期間、62 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 63 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 8 月から 61 年 9 月まで
② 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 63 年 2 月から同年 3 月まで

20 歳となったため、母親が国民年金の加入手続を行ってくれ、母親が用意した両親と私の国民年金保険料を私が金融機関等で納付していた。両親は納付済みとされているにもかかわらず、私だけが未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 8 月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では申立期間①の一部（昭和 60 年 8 月から 61 年 6 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の両親及び申立人の国民年金保険料が納付済みとなっている申立期間①と②の間の期間及び申立期間②と③の間の期間については、両親と申立人に係る保険料の納付日がいずれも異なっており、申立期間当時、申立人親子 3 人に係る国民年金保険料を一緒に納付していたとの申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は申立期間①中の昭和 61 年 7 月から申立期間③の終期である 63 年 3 月までに係る過年度納付書を複数枚所持しているところ、申立期間①、②及び③に係る納付書に領収印は無い一方、上記の納付済みとなっている期間に係る納付書には領収印が有り、申立人が所持する納付書の領収記録はオンライン記録と一致している。

加えて、上記の納付済みとなっている期間の国民年金保険料は、保険料徴収権が時効により消滅する直前に過年度納付されており、申立期間①及び②の保険料は、この過年度納付を行った時点では、時効により納付することができなかったものと考えられる。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 9 月まで

婚約を契機として昭和 54 年 4 月頃に父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を 5 年分遡ってまとめて納付してくれたが、ねんきん特別便によると 51 年 10 月以降の納付記録しか無いので、未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 11 月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、父親が受け取った申立ての国民年金保険料（5 年分）に係る領収書は 1 枚であったと主張するが、この保険料を遡って納付するには、特例納付、過年度納付及び現年度納付によることとなり、年金事務所では、これらの納付方式に係る領収書（兼納付書）は別々に発行される旨回答している上、特例納付は先に経過した月の分から順次行うものとされており、申立期間以前に未納期間があったにもかかわらず、直近の未納期間に係る保険料から遡って特例納付したとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言を得られないなど、これが納付されていたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年10月から60年9月まで

市役所が「国民年金保険料の未納がある人は、これが未納をなくす最後のチャンスなので納付してください。」と広報しているのを知った伯母の勧めで、母親が、私が事業所を退職した昭和60年4月以降に国民年金の加入手続を行い、20歳に到達した時点まで遡って国民年金保険料を納付したはずである。未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年12月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が20歳に到達した昭和56年以降に特例納付は実施されておらず、特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親からは、納付状況について証言を得ることができないなど、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年1月まで

勤務していた事業所を平成2年3月に退職してから1年程度経過した頃、平成2年度の国民年金保険料に係る納付書が送られてきたので、当時同居していた母親が、この納付書により厚生年金保険被保険者となる3年1月までの国民年金保険料を納付してくれた。未加入とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号を基に平成9年1月に付番されており、この基礎年金番号により国民年金第1号被保険者の資格を取得した10年3月時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立期間当時に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとするその母親から聴取しても、申立てに係る国民年金の加入手続、保険料の納付状況（納付時期、納付金額等）については明らかでない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年11月から61年3月まで
ねんきん定期便では申立期間の国民年金保険料は未納となっていたが、母親に確認すると、私が20歳になった時から保険料を納付していたと言っていた。昭和59年9月に、就職後1か月弱で事業所を退職した時にも母親が国民年金の被保険者資格を喪失していなくて良かったと言っていたことを記憶している。母親は既に死亡しているため詳細は分からないが、申立期間が未納とされているのは納付できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では申立期間の一部（昭和55年11月から59年3月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は65か月に及び、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けるとは考え難い上、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとするその母親は既に死亡しており、申立期間の国民年金保険料に係る納付状況は明らかでない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から55年3月まで

昭和42年2月に義兄が経営する電機店に就職した。同店は個人経営の事業所であり厚生年金保険に加入していなかったため、すぐに国民年金に加入し、57年3月に別の事業所に就職するまで国民年金保険料を納めていたので、未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年4月に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和42年2月から52年12月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は158か月に及び、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けるとは考え難い上、申立人の国民年金の加入状況（加入時期、加入場所）及び国民年金保険料の納付状況（納付場所、納付金額等）に係る記憶は曖昧であり、当時勤務していた事業所の事業主（死亡）の妻である申立人の姉からもそれらについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 50 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 50 年 6 月まで

昭和 50 年 10 月に婚姻手続のために市役所（支所）へ出向いた際に、国民年金の加入手続も併せて行った。その際、職員から 20 歳となった 5 年前（昭和 45 年）に遡って国民年金保険料を納付することが可能であるとの説明を受けたため、妻が申立期間の国民年金保険料を 1 年分ごとに 5 回にわたり、同支所へ納付したので、未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 11 月に夫婦連番で払い出されており、申立人及びその妻はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人及びその妻は、52 年 9 月に初めて国民年金保険料を過年度納付（申立期間直後の昭和 50 年 7 月から同年 12 月までの保険料）していることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は、その時点において時効により納付できなかったものと推認される。

また、上記の被保険者名簿から、申立人及びその妻に係る昭和 50 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料は、同年 9 月以降、4 回に分けて過年度納付されていることが確認できる。このことは、国民年金保険料を複数回に分け遡って納付したのは一度限りであるとする申立人及びその妻の主張と相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 841

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年頃から 49 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年頃から 49 年 1 月まで
当時居住していた地区の集金人の勧めもあり、本家に居住していた昭和 43 年頃には国民年金保険料を納付していた。オンライン記録では、昭和 49 年 2 月に国民年金の被保険者資格を取得したことになっているが、その時点では、既に近くの新家に転居しており、誤っている年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 4 月に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金に加入したものと推認されるが、申立期間において国民年金の任意加入の対象者（被用者年金加入者の配偶者）であった申立人は、同期間に遡って国民年金に加入することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が居住していた地区の国民年金保険料納入明細書に記載されている被保険者に係る国民年金の加入記録及び納付記録を確認しても、不自然さは見当たらない。

さらに、申立期間は 73 か月であり、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けるとは考え難い上、申立人は国民年金に加入した時期及び申立期間当時の保険料額について具体的に記憶しておらず、申立てに係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況は明らかでない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 54 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 54 年 3 月まで

昭和 52 年 1 月に国民年金に任意加入して以降、国民年金保険料を金融機関で前納により納付するようになった 54 年 4 月までの期間は、町内会の集金人に国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していた。付加保険料を納付していないこととされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿に申立人の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる記載は無い。

また、申立人は、付加保険料に係る納付の申出手続に関する記憶が曖昧である上、付加保険料の納付を行わないことの申出を行った記憶はないとしているところ、申立人が所持する申立期間直後の昭和 54 年度に係る国民年金保険料納付書（兼領収書）に付加保険料額は含まれておらず、申立人が居住する市は、申立人を付加保険料の納付対象者として取り扱っていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が所持する申立期間に係る国民年金保険料領収カード（集金人の領収印があるもの）にも付加保険料が納付されていたと推認できる記載は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めること

はできない。

岡山国民年金 事案 843 (事案 492 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 1 月まで

昭和 39 年 2 月頃に国民年金の加入手続を行い、36 年 4 月に遡って保険料を納付したとして、申立期間の記録の訂正を求めたが、国民年金の加入手続を行った時期は 44 年 11 月頃とされ、認められなかった。

このことにつき、新たに提出する婦人会に所属している人の「国民年金手帳預り証」(以下「預り証」という。)から、昭和 44 年 4 月には既に国民年金に加入していることが明らかである。

また、現在の国民年金保険料の納付記録にも、時効により納付できないにもかかわらず、納付されているなどの不自然な点があり、私の主張を一方的に退けられることに納得できないので、再度、申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、昭和 44 年 11 月頃であると推認され、申立内容と相違する上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない、ii) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない、などとして既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が新たな資料として提出した、申立人が所属していた婦会と同じ婦会に所属している知人の預り証(昭和 42 年 4 月から 57 年 4 月まで)には、昭和 44 年 4 月の国民年金保険料の領収印欄に申立人の押印が確認

でき、同月頃に申立人が同婦人会において国民年金保険料の集金を担当していたことがうかがわれる。申立人は、国民年金に加入している者のみが国民年金保険料の集金を担当していたと記憶しており、昭和 44 年 4 月には既に国民年金に加入していたとして、再度、申立てを行っている。

しかしながら、上記預り証の領収印欄に押印が確認できる 8 人（申立人を除く。）の国民年金の被保険者記録を確認したところ、そのうちの 4 人は、各々が国民年金に未加入であった期間についても上記預り証に押印しており、このことは、所属する婦人会において国民年金保険料の集金を担当する者は国民年金に加入している者のみであったとする申立人の主張と矛盾する。

また、申立人が居住する市は、婦人会による国民年金保険料の集金を国民年金に加入している者のみが行っていたか否かについて、資料が無く不明である旨回答している。

これらのことから、提出された資料が当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできず、ほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人の国民年金保険料の納付記録によると、申立人が主張しており、時効により納付できない期間の納付記録があるなどの不自然な点が見受けられるが、このことをもってしても、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が誤りであるとまでは言えず、申立期間中に申立人の国民年金保険料が納付されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していたいとこの夫に誘われ、同事業所に、昭和 35 年 5 月から、次の事業所に就職する前の 36 年 7 月末まで勤務したが、勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の申立人の同僚（複数）の証言及び申立人の詳細な記憶から、時期を特定することはできないものの、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、平成 22 年 7 月に破産し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主とも連絡が取れず、申立期間中に同事業所において厚生年金保険の被保険者記録がある者（複数）からも、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができない。

また、上記の被保険者の中で入社時期が分かる者 11 人のうち 7 人は、入社時期よりも遅れて厚生年金保険に加入しており、申立てに係る事業所は、必ずしも全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、昭和 35 年 12 月 26 日に国民年金の被保険者資格を取得しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間中の 36 年 1 月 12 日に払い出されており、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認される上、同年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年頃から 51 年頃まで
② 昭和 51 年頃から 52 年頃まで

A社に勤務した申立期間①の約1年と、B社に勤務した申立期間②の1年数か月の厚生年金保険の被保険者記録が漏れているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る事業所の元従業員の証言から、時期を特定することはできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①に係る事業所の元事業主は、「当時の関係資料を保存しておらず、厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」と回答している上、社会保険事務担当者（当時）からは、申立人に係る厚生年金保険料の控除等をうかがわせる証言が得られない。

また、申立人が申立期間①に係る事業所において雇用保険に加入した記録は無い上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

2 雇用保険の加入記録から、申立人は昭和 52 年 9 月 1 日から同年 12 月 30 日まで申立期間②に係る事業所に勤務していたことが推認でき、元従業員も、申立人が 52 年 9 月頃から 53 年 1 月頃まで事務員をしていた旨証言している。

しかしながら、申立期間②に係る事業所は、「申立期間当時の関係資料を保存しておらず、勤務実態等については不明である。」と回答している。

また、申立人が名前を覚えていた当時の現場責任者や、事業所の総務担当者からも、申立人に係る厚生年金保険料の控除等についての証言が得られない。

さらに、申立期間②及びその前後の期間において同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

- 3 申立人は、申立期間①及び②について、国民年金に加入して国民年金保険料を納付している上、給与明細書等を所持しておらず、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。